

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）

令和8年（2026年）3月
滋 賀 県

「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）」の概要

1 計画期間	令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間
--------	-------------------------------------

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1) 趣旨	(2) 目指すべき姿
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県および滋賀県内各市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進 ● 「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖の保全再生を推進 	<p>多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。</p>

3 琵琶湖の保全および再生のための事項	(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続的な汚水処理システムの構築 ➢ 面源負荷対策 ➢ その他の対策 ➢ 底質改善対策 	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
	(2) 水源の涵養に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水源林の適正な保全および管理 ➢ 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進 ➢ 森林生態系の保全に向けた対策の推進 ➢ 農地対策 ➢ その他の対策 	
	(3) 生態系の保全および再生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ヨシ群落の保全および再生 ➢ 内湖等の保全および再生 ➢ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生 ➢ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保 	
	ア 湖辺の自然環境の保全および再生		
	イ 外来動植物による被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外来動植物全般の対策 ➢ 外来動物対策 ➢ 外来植物対策 	
	ウ カワウによる被害防止等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ カワウの防除対策 	
	エ 水草の除去等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水草の除去等 ➢ 湖岸漂着ごみ等の処理 ➢ 湖底の耕うん 	
	オ ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ネイチャーポジティブの推進 	
	(4) 景観の整備および保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全 ➢ 文化的景観の保存および整備 	
	(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に配慮した農業の普及 ➢ 農山村の活性化と林業の成長産業化 ➢ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 	
ア 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興		5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	
イ 水産資源の適切な保存および管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復 ➢ 水産動物の種苗放流 ➢ 資源管理型漁業の推進 ➢ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展 		
ウ 観光、交通その他の産業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進等 ➢ 湖上交通の活性化 		
(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様な主体の協働と交流の促進等 ➢ マザーレイクゴールズ（MLGS）、びわ湖の推進 			
(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携 ➢ 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携 			
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項			
(1) 体験型の環境学習の推進			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、木育等の推進 ➢ 団体・事業者との連携、人材育成 			
(2) 教育の振興			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育 			
(3) 広報・啓発の実施			
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内外への広報・啓発 			

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

(1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項	(2) 財源の確保の検討に関する事項	(3) 計画の実施状況等の把握等に関する事項	(4) 資料の作成、公表に関する事項
---	--------------------	------------------------	--------------------

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1) 趣旨

琵琶湖は、治水上または利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境および水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全および再生を図ることが困難な状況にある。

これまで、国の関係省庁による琵琶湖の総合的な保全のための計画調査や、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）等に基づき、琵琶湖の総合保全のための様々な施策が行われてきた。また、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年（2015年）9月28日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号。以下「法」という。）が公布、施行され、これを受け、平成28年（2016年）4月21日に国において琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が定められた。この基本方針を勘案して、滋賀県は法第3条に基づき、平成29年（2017年）3月に琵琶湖保全再生施策に関する計画（第1期計画）を、令和3年（2021年）3月に同計画（第2期計画）を策定し、琵琶湖の保全および再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を行ってきたところである。

この結果、琵琶湖の水質については、富栄養化の指標である全窒素や全りんなどは改善傾向が見られるものの、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成である。特にアオコは、琵琶湖南湖や西の湖で依然として発生しており、化学的酸素要求量（COD）は長期的に見ると流入負荷削減対策に連動した減少傾向を示していない。また、琵琶湖の生態系については、在来魚介類が減少していることに加え、水草の大量繁茂や外来動植物の侵入・定着といった課題が継続している。

とりわけ、琵琶湖漁業に重要な水産資源については、気候変動の影響や餌環境の変化等により、成長不良や肥満度低下等の現象が頻発し、資源が不安定化している。その中でも、アユは記録的な不漁が続くなど資源の減少が著しく、その回復が喫緊の課題となっている。

また、この水産資源の減少をはじめとして、琵琶湖北湖の全層循環の未完了や遅れとそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、琵琶湖南湖や西の湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖、集中豪雨等に伴う土砂流出の発生など、気候変動の影響とみられる課題が幅広い分野で顕在化してきており、これらへの対応が急務となっている。

一方、令和4年（2022年）7月に、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されたほか、令和6年（2024年）12月に、国際連合に

において、昭和59年（1984年）に滋賀県で開催した第1回世界湖沼会議の開会日に由来する8月27日が「世界湖沼の日」として制定されるなど、国民的資産である琵琶湖および関連する生態系の価値ならびにこれまでの保全および再生の取組が改めて評価されたところである。

これらのことを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期計画）の計画期間が令和7年度（2025年度）で終了することから、滋賀県および滋賀県内市町が多様な主体の参加と協力を得て琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進するため、滋賀県は本計画を策定するものである。

琵琶湖の保全および再生に当たっては、琵琶湖と人との共生を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、森・川・里・湖・海のつながりを意識しつつ、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、本計画に基づき、これらを行うものとする。

(2) 目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

3 琵琶湖の保全および再生のための事項

琵琶湖の各水域における状況等も踏まえ、総合的な観点から次に掲げる琵琶湖保全再生施策を推進する。

(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項

ア 持続的な污水处理システムの構築

- ・下水道や農業集落排水施設、浄化槽の整備により滋賀県の污水处理人口普及率は99%を超えているものの、市町によって普及率に差があることから、生活排水対策として、持続可能な污水处理システムの構築に向け、下水道、農業集落排水施設および浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性、水質保全効果等を総合的に勘案して、污水处理施設の統廃合等を継続的に検討しつつ、適切な役割分担の下での計画的な整備を推進する。また、下水汚泥の再利用等も含め持続可能な污水处理事業の運営に努める。
- ・下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供ならびに琵琶湖の環境保全のため、必要な調査を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。
- ・浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理および更新を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進する。

イ 面源負荷対策

- ・市街地や農地など面源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減のため、住宅地や道路など市街地からの排水の貯留・沈殿等による浄化対策、農業用排水施設の適切な維持管理、農業者に対する啓発活動や対策技術の普及、農業排水の循環利用等の施策を推進する。

ウ 底質改善対策

- ・琵琶湖および琵琶湖周辺に分布する内湖において、湖底に堆積した底泥や水草による水質への影響を抑えるため、浚渫・覆砂などの底質改善対策を推進する。

エ その他の対策

- ・工場や事業場の排水基準等の遵守や環境リスクに対する自主管理体制の構築等を推進するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）等に基づく工場・事業場への立入検査や排水検査による監視・指導を実施する。
- ・健康への影響に係る知見が新たに得られ、把握が必要となった化学物質について、知見の収集および情報発信に努めるとともに、必要な調査や対策を実施する。
- ・琵琶湖における適正なレジャー利用を推進し、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）に基づき、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止対策を引き続き実施する。
- ・廃棄物処理施設の整備やその支援などにより廃棄物の適正な処理を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁の防止を推進する。
- ・現状把握や新たな課題の早期発見等のため、水質監視について、必要な分析機器の維持・更新等を行うとともに、関係機関が連携し、継続的な調査を実施する。

(2) 水源の涵養に関する事項

ア 水源林の適正な保全および管理

- ・琵琶湖の重要な水源である森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮が重要であることから、収益性や災害リスクに応じた適切なゾーニングに基づき、積極的な林業経営を行う「循環林」は計画的な除間伐や主伐・再造林を推進し、条件不利地の「環境林」は針広混交林化の促進を図るなど、多様な森林づくりを推進する。
- ・水源かん養保安林等の適正な配備を進め、伊吹山等の深刻な土砂流出が見られた森林をはじめとして、治山事業や森林整備事業等を実施し、気候変動も踏まえた災害に強い森林づくりを推進する。
- ・森林施業の集約化や早急な災害復旧事業等を行う観点から、森林の経営管理の集積や林地境界明確化を推進するとともに、森林の公的管理を進める新たな枠組みを検討するなど森林の保全・再生を推進する。

イ 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進

- ・将来にわたり水源涵養等の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。

ウ 森林生態系の保全に向けた対策の推進

- ・ニホンジカの推定生息数は減少傾向にあるが、一部の地域で密度指標の上昇傾向が見られる

など依然として生息密度は高い状況である。ニホンジカは、林業被害だけでなく、森林の更新の阻害や下層植生の衰退による土壌流出の危険性の増大など、人工林・天然林を問わず森林生態系に深刻な影響を与えているため、有害捕獲等の個体群管理、防護柵の設置等の被害防除対策および緩衝地帯整備等の生息環境管理による総合的対策を推進する。

エ 農地対策

- ・ 農業者の減少や過疎化がとりわけ中山間地域において進行する中、県内農地の水源涵養機能や貯留機能等を将来にわたって維持・向上させるため、農地の面的確保および保全・整備を推進するとともに、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。

オ その他の対策

- ・ 強雨時における土砂や流木の下流への流出を防ぎ、山腹崩壊の防止につながる砂防事業を推進する。

(3) 生態系の保全および再生に関する事項

ア 湖辺の自然環境の保全および再生

(ア) ヨシ群落の保全および再生

- ・ ヨシ群落その他の在来植物の群落は、在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、ヨシ群落については造成等により面積は回復しつつあるが、ヨシの生育不良などが見られることから、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）等に基づき、地域の特性に合わせて保全するとともに、住民や事業者等と連携し、再生・維持管理を推進する。また、ヨシに係る情報収集・発信、製品の開発等を支援することにより、ヨシの有効な利活用を推進する。

(イ) 内湖等の保全および再生

- ・ 内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、早崎内湖や西の湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進する。
- ・ ラムサール条約の登録湿地であり、国内有数の水鳥の越冬地や生息地として、国際的に重要な役割を果たしている琵琶湖や西の湖の湿地機能の保全および再生を推進する。

(ウ) 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生

- ・ 湖辺域を形成する砂浜、湖岸、都市公園・自然公園園地など湖岸の緑地は、親水やレクリエーションの場としてだけでなく、多くの生物の生息・生育空間としても重要であることから、歴史的・文化的環境にも配慮して地域の特性に応じた砂浜や湖岸の保全および再生や、都市公園・自然公園園地の適切な維持管理を通じた環境保全を推進する。
- ・ 砂浜の侵食を抑制するため、河川からの土砂供給や琵琶湖における漂砂の動きについて、流域全体での対策を実施する。

(I) 陸水域における生物生息環境の連続性の確保

- ・ 魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、魚道

の整備・維持管理や産卵場所の環境維持を推進する。

- ・陸域にある水田や内湖と琵琶湖との連続性が妨げられているため、生態系の保全および再生に向けて、その連続性の回復を推進する。

イ 外来動植物による被害防止

(ア) 外来動植物全般の対策

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に基づき、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす外来動植物の防除対策を実施する。

(イ) 外来動物対策

- ・これまでの対策によりブルーギルは大きく減少し、オオクチバスは緩やかに減少している。引き続き、これらの外来魚を徹底的に防除するため、特にオオクチバスについて、まずは駆除の進んだ西の湖や琵琶湖南湖の赤野井湾と同程度の水準にまで減少させることを目指し、多様な手法を組み合わせた効果的かつ効率的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバス等の侵略的外来動物について、生息状況の把握や効果的かつ効率的な防除手法の確立を推進する。特にチャネルキャットフィッシュについては、瀬田川における捕獲数が急激に増加していることから、琵琶湖における生態系や漁業への被害が顕在化する前に、徹底的な防除、モニタリングおよび再放流抑制のための取組を実施するとともに、琵琶湖・淀川流域の下流府県と連携した防除体制の構築を図る。

(ウ) 外来植物対策

- ・オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物は、重点的な駆除等により県全体の生育面積は減少したが、近年は一部の内湖やヨシ植栽地内部等で局所的に増加している。そのため、繁茂が拡大し、生態系や社会経済活動に影響を及ぼすことがないよう、市町、住民、関係団体等と連携し、リスクが高い箇所等に重点を置いて防除対策を講じる。

ウ カワウによる被害防止等

- ・近年、カワウのコロニー（集団営巣地）やねぐらが内陸部の河川等に分散するとともに、生息数が再び増加している。そのため、安全を確保した銃器捕獲等の個体群管理、追い払い等の被害防除対策および繁殖抑制等の生息環境管理の三本柱の下、県内を3つのブロックに分け、広域的な分布管理を推進する。

エ 水草の除去等

(ア) 水草の除去等

- ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させるとともに、湖底底質の保全および改善、腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善、船舶の航行の安全確保等を図るため、水草の大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ、琵琶湖において水草の根

- ・こそぎ除去、水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進する。
- ・除去した水草は、堆肥化して住民等に配布するなどにより有効利用を推進するほか、効果的な水草対策に向けて必要な調査研究を実施する。
- ・水草の繁茂状況等に応じ、環境保全に役立つ在来魚の放流を実施する。

(イ) 湖岸漂着ごみ等の処理

- ・台風や豪雨等に伴う出水により琵琶湖に流れ込み、湖岸に大量に押し寄せる漂着ごみ等については、土地の管理者を中心に発生の状況等を把握するとともに、関係者が緊密に連携して、県民等の幅広い協力を得ながら処理対策等を実施する。
- ・琵琶湖におけるプラスチックごみやマイクロプラスチックの増加を防止するため、プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施する。

(ウ) 湖底の耕うん

- ・琵琶湖南湖および接続している瀬田川において、シジミやホンモロコの生育の場の再生を図るため、水草や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成等を推進する。

オ ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進

- ・琵琶湖は世界有数の古代湖であり、日本で最も固有種・希少種に富んでいる湖沼であるなど、滋賀県は生物多様性の宝庫といえることから、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、保全・活用・行動の3つの方針の下、質と量の両面から、生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を推進する。
- ・生物多様性保全が図られている区域を確保するため、法令により保護されている保護地域および保護地域以外での民間等の取組による保全地域の拡大を図る。
- ・「しが生物多様性取組認証制度」等を通じ、事業者等の自然資本を守り活かす社会経済活動を促進する。
- ・野生動植物種の実態を把握するため定期的に調査を実施し公表するほか、希少種をはじめとした野生動植物種の保護や鳥獣の保護管理等を図るとともに、外来種による生態系等への被害の防止を図る。

(4) 景観の整備および保全に関する事項

ア 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全

- ・歴史的な景勝地としての琵琶湖を中心とした、ひろがりつつながりのある一体的な景観の整備および保全を推進する。
- ・琵琶湖を中心とした滋賀県全体が一つの大きな公園であるかのように、水と緑と人でつながるしがの公園「THE シガパーク」を実現するため、都市公園・自然公園園地をはじめとした琵琶湖湖岸を中心とした県が管理する公園について、民間の活力・ノウハウも活用し、各公園がそれぞれの特徴と魅力を伸ばすための取組を進めるとともに、連携して情報発信やイベント等を実施するほか、利用者が快適に過ごせるための施設整備を進め、県全体の公園の魅力向上を図る。

イ 文化的景観の保存および整備

- ・琵琶湖周辺および沖島をはじめとした琵琶湖内の島々には、人々の営みと琵琶湖が織りなす個性と魅力ある景観が現存しており、伝統的知識・技術・文化の継承および保全を図りつつ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要文化的景観をはじめとする琵琶湖の文化的景観の保存および整備を推進する。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

ア 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

(ア) 環境に配慮した農業の普及

- ・農薬や化学肥料の使用量を減らすとともに農業濁水の流出防止や地球温暖化防止、生物多様性保全等の取組を行う「環境こだわり農業」や、その柱の一つであるオーガニック農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進する。また、環境こだわり農産物の流通・販売面の強化や消費者の理解促進、担い手確保等を推進する。
- ・農業分野での温室効果ガス削減に向けた緩和策や気候変動を踏まえた新品種開発等の適応策を実施する。
- ・在来魚が琵琶湖と水田を行き来し産卵・繁殖する「魚のゆりかご水田」など「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する。
- ・農地や農業用排水施設・干拓施設の保全、農業排水の循環利用、農業濁水の流出防止、農業系廃プラスチックの排出抑制、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携等による利用の促進など、琵琶湖や周辺環境への負荷削減を図る取組を推進する。
- ・畜産業者と耕種農家との連携に工業も参画し、耕畜工連携による資源循環の取組を推進する。
- ・「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定された琵琶湖と共生する農林水産業を次世代に継承するため、子ども・若者世代等が学ぶ機会の提供、県産食材の消費拡大、観光振興、情報発信等により、農林水産業に関わる人のすそ野の拡大を推進する。

(イ) 農山村の活性化と林業の成長産業化

- ・農山村は、過疎化や高齢化等により地域の豊かな資源が十分に活用されていないため、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービス等により、経済循環や都市と農山村との関わりを生み出すことで、農山村の活性化を図る。
- ・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されるため、林業従事者の確保・育成を推進するほか、「新しい林業（伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換）」の構築に向けてICTの活用等による効率化・省力化を進めるとともに、木材加工・流通体制の整備を促進することにより、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。

(ウ) 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興

- ・これまでの琵琶湖の保全および再生の取組の中で蓄積されてきた産学官民の技術やノ

ウハウ等を活かした琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業を振興する。

- ・特に、琵琶湖環境科学研究センターをはじめとする県の試験研究機関や国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室等による湖沼環境研究を更に発展させ、産官学民の連携を強化することにより研究成果の活用・実用化を図る。

イ 水産資源の適切な保存および管理

(ア) 漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復

- ・アユについては、産卵場所が特定河川に集中していたことに加えて、近年は気候変動の影響によりそれらの河川で水温が上昇し産卵不調が発生していること、さらに琵琶湖の表層水温の上昇や餌環境の変化により仔稚魚にも成長不良がみられるなど、資源が著しく不安定化し、不漁が続いている。そのため、天然河川での産卵場造成等を行うとともに、漁場生産力の低下に対しては、漁場の栄養塩や動植物プランクトン等の環境の状態とアユ資源の状態との関係を分析し、物質循環の点で気候変動および栄養塩環境の変化がアユ資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。
- ・ニゴロブナ、ホンモロコおよびセタシジミについては、小型化や肥満度低下など、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発している。それらの水産資源の着実な回復を目指し、物質循環の点で気候変動および栄養塩環境の変化が水産資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。
- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から産卵状況を評価する。
- ・魚介類の産卵繁殖や生息場所となる造成ヨシ帯におけるニゴロブナやホンモロコ等のコイ科魚類の産卵状況をモニタリングし、ヨシの補植、消波対策等の機能保全対策を実施する。
- ・琵琶湖南湖のシジミ漁場を再生するため、水草除去による漁場改善、造成砂地の耕うんおよびセタシジミの放流を実施する。
- ・漁業者を中心とした地域の活動組織による湖底や河床の耕うん、湖岸やヨシ帯の清掃等の漁場環境保全活動を促進する。
- ・琵琶湖総合開発で整備された漁港や増殖施設が老朽化しているため、効果的な運用のための機能の保全や拡充を図る。

(イ) 水産動物の種苗放流

- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナ、アユ、セタシジミ等の資源管理魚種や琵琶湖固有種を放流するとともに、種苗生産の安定化や効率化等の技術開発を推進する。特にアユについては、気候変動に適應した増殖手法の検討を行う。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体を支援するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センター等の種苗生産拠点の機能の保全や拡充を図る。

(ウ) 資源管理型漁業の推進

- ・琵琶湖における水産資源の維持・増大に資するため、ホンモロコ、ニゴロブナ、セタシ

ジミ、アユおよびビワマスの5種の水産資源について科学的な資源評価に基づく資源管理を推進する。

- ・漁業者が自主的に行う具体的な資源管理の取組を定めた資源管理協定の適切な履行を支援する。

(I) 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展

- ・琵琶湖漁業の再生および持続的な発展につながる「一人ひとりが精鋭となる『儲かる漁業』」の実現に向け、「びわ湖のめぐみ」である琵琶湖産魚介類の魅力をより積極的に消費者に対して発信し、消費拡大や流通促進を図る。
- ・漁業研修制度の周知や受入体制の整備等により、新規漁業就業者の確保・育成を推進する。
- ・河川漁業の持続的発展のため、河川漁場の魅力発信や釣り教室を行うなど、遊漁者を増加させる取組を支援する。
- ・琵琶湖ならではの自然資源を利用した漁業生産の推進のため、淡水真珠養殖業の漁場環境の保全を行うとともに、母貝の安定供給に対する技術開発や真珠の施術に熟練した技術者の育成を進める。また、琵琶湖の水質に配慮しながら、ビワマスの湖中養殖業等の養殖技術の開発・確立を図る。

ウ 観光、交通その他の産業に関する事項

(ア) 滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進

- ・琵琶湖をはじめ、四季折々の豊かな自然や景観、豊富な歴史的・文化的資産等の多くの魅力を有していることを踏まえ、滋賀ならではのツーリズムである「シガリズム」の推進を図る。
- ・本県で開催される大型観光キャンペーン等を踏まえ、観光事業者だけでなく、農林水産業や地場産業等の多様な主体とも連携し、滋賀ならではの地域資源やライフスタイルを堪能できる魅力的な体験・体感コンテンツの創出や磨き上げ、観光客の受入環境整備等に取り組む。また、「世界とつながる滋賀」を意識しながら、県内の日本遺産を活かした文化観光やエコツーリズムの推進、外国人観光客の来訪促進を図る「そこ滋賀」、首都圏における情報発信拠点「ここ滋賀」などの取組を通じ、更なる観光振興を図る。
- ・「ビワイチ」については、国内外における更なる魅力発信による誘客、マナーや交通安全の啓発を行うほか、自転車通行空間や受入施設の整備など、ソフト・ハード両面における取組を進めることにより、「だれでも、いつでも、どこでも」楽しめる「ビワイチ」を目指す。

(イ) 湖上交通の活性化

- ・湖上遊覧を通じた琵琶湖への関心の向上や琵琶湖周辺的环境負荷の軽減、地域交通としての利用、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を推進する。
- ・災害時における湖上交通の活用を図るため、港湾施設等の耐震化や修繕・長寿命化、輸送手段の確保を推進する。

4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる調査研究を行う。

- ・琵琶湖ならびに流入河川および瀬田川の水質や生態系に関する継続的な監視や調査を行い、琵琶湖の保全および再生を図る上での課題や突発的な事象に対して、総合的な視点で課題の要因を解明し、気候変動対策やネイチャーポジティブ（自然再興）の推進等に活用する。
- ・調査研究に関する体制整備や人材育成等を進めつつ、水質や生態系をはじめとする琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、具体的な対策に関して、技術等の研究開発を推進する。
- ・調査や研究の成果を高めるため、国立研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室をはじめ多くの試験研究機関や大学・企業等との連携・協力による研究開発を推進するとともに、琵琶湖生態系評価に必要な水質・底質および生物のモニタリングを推進し、データベースの公表を行う。
- ・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、琵琶湖のヨシや二枚貝の保全による生態系のモニタリングおよび評価指標の開発により、生物多様性情報を可視化する。
- ・良好な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向け、気候変動の影響も踏まえ、水質と生態系のつながりに着目した新たな水質管理手法を検討する。
- ・琵琶湖北湖の全層循環の未完了や遅れとそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化、琵琶湖南湖や西の湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大增殖、琵琶湖の表層水温の上昇等によるアユの産卵不調など、気候変動の影響と考えられる現象が顕在化していることから、モニタリングを効果的に実施し、その結果を公表するとともに、気候変動が琵琶湖の生態系と物質循環に及ぼす影響を解析する。
- ・水質悪化が見られる西の湖において、水質や底質の改善に向けた効果的な対策を検討する。
- ・森林から琵琶湖までの流域を単位とする土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸域・河川・琵琶湖等におけるプラスチックの現存量や移流量の調査を実施し、琵琶湖流域におけるプラスチックの動態を把握するとともに、プラスチックごみの流出を削減する対策について調査し、地域における削減対策の実践につなげる。
- ・ニホンジカの食害等による森林の下層植生への影響を把握するため、森林植生衰退状況調査を行い、被害状況を把握する。

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

本計画を推進するため、次に掲げる推進体制の整備を行う。

(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項

- ・琵琶湖・淀川流域をはじめとして、住民や事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促すため、これらの主体が琵琶湖保全再生施策に参画できる機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する。

- ・これらの多様な主体による琵琶湖の保全および再生に向けた主体的な取組を後押しし、目標に向かい協働することで環境への関わりを創出するため、琵琶湖を切り口とした令和12年（2030年）の持続可能社会の実現に向けた目標で「琵琶湖版のSDGs」であるマザーレイクゴールズ（MLGs）や、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）で定めるびわ湖の日（7月1日）から世界湖沼の日（8月27日）までを重点期間とする、琵琶湖と関わる様々な活動「びわ活」の取組を推進する。

(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

- ・琵琶湖保全再生施策の実施に関し、国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とより一層の連携を図る。加えて、主務大臣や関係地方公共団体の長等で構成する法定の琵琶湖保全再生推進協議会等を活用し、琵琶湖保全再生施策の推進に関して協議するとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図る。

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

琵琶湖の保全および再生や、森・川・里・湖・海のつながりの重要性について、国民の理解と関心を深めるよう、次に掲げる施策を推進する。

(1) 体験型の環境学習の推進

- ・地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人を育てるため、琵琶湖博物館環境学習センターを拠点として、農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツアーリズム、木育等の体験型の環境学習を推進する。
- ・環境学習の指導者となる人材を育成するとともに、特定非営利活動法人や関係団体、事業者と連携し、環境学習に関する活動の輪を広げる。

(2) 教育の振興

- ・子どもたちの理解と関心を深めるため、学習船「うみのこ」による宿泊体験型環境学習や森林環境学習「やまのこ」、農業体験学習「たんぼのこ」等の琵琶湖の保全および再生に資する様々な教育・学習を推進するとともに、学校・関係団体等がより積極的に環境教育・学習に取り組んでいくための支援を実施する。

(3) 広報・啓発の実施

- ・「世界湖沼の日」制定を契機として、湖沼環境および関連する生態系の重要性や、多様な主体が協働してそれらを持続可能な形で保全および再生することの必要性が世界的に改めて認識された。このことも踏まえ、国民的資産である琵琶湖が有する水源、古代湖、ラムサール条約登録湿地、水産業の場、観光資源等といった多面的な価値や、琵琶湖の保全および再生に関する取組について、県民をはじめ国内外に向け、幅広い広報・啓発を実施する。

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

(1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項

- ・琵琶湖を守ることと活かすことの好循環を更に推進するため、必要となる方策を検討する。

(2) 財源の確保の検討に関する事項

- ・法に規定されている国の財政上の措置等の活用はもとより、滋賀応援寄附など、琵琶湖保全再生施策の推進に向けた財源の確保に係る検討を行う。

(3) 計画の実施状況等の把握等に関する事項

- ・計画に関する事業の実施状況等を毎年度把握することにより、琵琶湖保全再生施策の推進に反映する。

(4) 資料の作成、公表に関する事項

- ・琵琶湖の保全および再生の状況や、琵琶湖の保全および再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、県民をはじめ国民の琵琶湖に関する理解促進および普及啓発のための情報発信を積極的に実施する。

「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）」 用語解説

よみ	語句	解説
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。
あ	アオコ	水の華ともいう。池や湖沼で植物プランクトンが大量発生し、水面が緑色のペンキを流したようになる現象。
あ	新しい林業	省力化・ICT化等により、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を目指す林業のこと。
あ	アユ産卵人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2箇所に設置している。
え	栄養塩	窒素、りんなど、藻類その他の水生植物が増殖するために必要な各種元素のこと。
え	エコツーリズム	エコツーリズムの定義はさまざまだが、滋賀県では、「体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖や自然の重要性を認識することができる活動」と定義。
お	オーガニック農業	化学合成農薬・化学肥料を使用しないことや遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
お	污水处理人口普及率	行政区域内の総人口に占める污水处理が可能な人口の比率。 污水处理人口普及率(%) = 污水处理人口 / 総人口 × 100
お	汚濁負荷	水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質の量。
か	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの。湖沼や海域の汚濁に関する代表的な指標であり、この値が大きいほど水が汚れていることを示す。CODは「Chemical Oxygen Demand」の略称。
か	下層植生	森林において、上木に対する下木(低木)および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。
か	環境基準	人の健康を保護し、また生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件についての基準であり、政府が講ずる環境施策の目標となるもの。環境基本法16条により定められている。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。
か	環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築	「第五次滋賀県環境総合計画(平成31年(2019年)3月策定)」の目標であり、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点の下、環境・経済・社会を統合的に捉えるSDGsの考え方を踏まえ食物連鎖などの「生態系・自然界における循環」の下で生み出される自然の恵みを、人間の「経済・社会活動における循環」の中で適切に活用すると同時に、自然負荷の削減や保全活動等を通じた生態系・自然界への貢献を行うことを目指すもの。
か	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
か	環境リスク	人の行動によって環境に加えられている負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)を示す概念。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要。
か	間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
が	外来種、外来動物、外来植物	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生物で、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内他地域を起源とする「国内外来種」もある。
が	学習船「うみのこ」による宿泊	県内全ての小学校、義務教育学校(前期課程)、特別支援学校、各種学校(外国人学校)の5年生を対象に、琵琶湖を舞台にし、学習船「うみのこ」を活用した、1泊2日の宿泊体験学習。昭和58年

よみ	語句	解説
	体験型環境学習	(1983年)から開始された。
か	環境林	林業生産活動の条件に適さず、多面的機能の持続的発揮を主目的とする森林
き	希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック)」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係の下、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組。
ぎ	漁場生産力	漁業操業水域において、魚介類を生産する能力のことであり、これには、動物プランクトンや植物プランクトン、窒素やリンなどの栄養塩、底質や水域の構造、水温など、様々な要因が複雑に作用している。
ぐ	群落	同一場所である種の単位性と個別性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稲、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
こ	耕畜工連携	耕畜連携に工業が参加した連携。
こ	古代湖	多くの湖が数千年ほどで消滅してしまうことに対して、概ね10万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。
こ	湖中養殖	琵琶湖に網で生け簀(いけす)などを設置し、その中で魚を育てる淡水養殖の一種。
こ	湖底の耕うん	湖底を貝曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
こ	ここ滋賀	首都圏での滋賀の魅力の発信と滋賀への誘引の役割を担う情報発信拠点。
こ	固有種	ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したこと(遺存固有)や、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したこと(新規固有)がある。
こ	コロニー	集団営巣地ともいい、繁殖を行う場所のこと。1巣でもカワウの巣が作られ、繁殖が確認されたねぐらをコロニーと呼ぶ。
さ	再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
さ	栽培漁業	卵から稚魚になるまでの一番弱い時期を人の手で守り、その後、自然の海に稚魚を放流し、成長したものを獲る漁業。
さ	魚のゆりかご水田	湖魚が琵琶湖と水田を行き来し、産卵・育成できるかつての湖辺域の水田環境を取り戻し、生物多様性の保全をはじめ、地域活性化にも貢献する取組。
ざ	在来魚、在来植物	ある一定の地域に元からいる魚、植物。
ざ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝、エビ等。
ざ	THE シガパーク	琵琶湖を中心とした県全体がひとつの大きな公園であるかのように、すべての人の憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる「水と緑と人でつながるしがの公園」。
し	しが生物多様性取組認証制度	生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証することにより、その取組を「見える化」し、認証事業者のブランド価値の向上に資するとともに、社会経済活動において生物多様性に配慮することの重要性について普及啓発を図ることを目的とした制度。
し	シガリズム	「琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツーリズム”」の総称。
し	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。
し	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
し	浚渫	河川、池、湖沼、港湾などに堆積したゴミ、泥、土砂、ヘドロなどをさらい、必要な深さ等を確保する工事のこと。

よみ	語句	解説
し	植生	ある場所の地表に生育している植物の集団。
し	侵略的外来魚、 侵略的外来水 生植物	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林環境学習 「やまのこ」	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内全ての小学校、義務教育学校(前期課程)、特別支援学校、各種学校(外国人学校)の4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
し	森林施業	森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取扱いをすること。
し	森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環利用	森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
じ	重要文化的景観	人々の生活の営みと地域の風土により形成されてきた景観地の中でも、国民の生活や生業の特色を示す典型的あるいは独特なものとして市町村の申出に基づき国が選定するもので、文化財保護法で定められた制度。
じ	循環林	積極的な林業生産活動を行い、資源の循環利用を図ることに適した森林
じ	人工林	人工造林(苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法)によって造成された森林。
す	水源涵養 ^{かん}	降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き(渇水緩和)という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。
す	水源かん養保 安林	主に河川の上流部にあつて、水源涵養機能が期待される森林を水源涵養林、この機能が期待されて保安林に指定されたものを水源かん養保安林という。
せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壌、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ	生物多様性	いろいろな場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」の3つの階層で認識されている。
せ	世界湖沼会議	世界の湖沼環境の保全に係わる行政担当者、研究者、市民が一堂に会し、世界の湖沼とその流域の持続可能な未来を考えるための国際会議。 滋賀県が提唱し、昭和59年(1984年)に「世界湖沼環境会議(第1回世界湖沼会議)」を開催。現在は、(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)等により、概ね2年ごとに世界各地で開催されている。
せ	世界湖沼の日 (8月27日)	各国や国際機関が湖沼の重要性を認識し、協働して湖沼および関連する生態系を持続可能な形で維持・保全・再生することを目指し、第79回国連総会において、令和6年(2024年)12月12日に制定された。 この8月27日は、昭和59年(1984年)に滋賀県大津市で開催された世界湖沼環境会議(第1回世界湖沼会議)の開会日にちなむもの。
せ	世界農業遺産	伝統的な農法・漁法等を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農林水産業システムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。概ね2年に1回、認定が行われている。
せ	施業の集約化	林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に施業を行うよりも効率的でコストダウンを図ることが可能。
ぜ	全層循環	春から秋に北湖に形成された水温躍層(温かい上層の水と冷たい下層の水が対流しない状況)が、冬の水温低下と季節風の影響により鉛直方向の混合が進み、表層から底層まで水温やDO(溶

よみ	語句	解説
		存酸素量)などの水質が一様となる現象。
ぜ	全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
ぜ	全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
そ	そこ滋賀	京都を訪れた個人観光客をターゲットに滋賀への誘客を図るプロジェクト。
ぞ	造成砂地	泥地の湖底に砂を敷いて造り出した砂地の湖底のこと。
ち	治山	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全および水資源の確保を図ること。
て	底質	海・湖沼・河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またその性質。
て	天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
な	内湖	本来琵琶湖の一部であった水域が、沿岸漂砂や河川から運ばれた土砂の堆積等により、水路等の一部分を除いて琵琶湖と隔てられた水域のこと。そして、このように生じた内陸側の池、沼、沢、クレーク等と呼ばれているものの総称。 また、このようにして生じた内湖のうち、現存しているものを既存内湖、干拓等により失われたものを消失内湖、琵琶湖総合開発に伴う湖岸堤建設等により、新たに琵琶湖が締め切られ、元の湖岸との間に残った水域を新規内湖と呼ぶ。
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。 滋賀県内では、令和7年(2025年)10月現在、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」など6つのストーリーが認定されている。
ね	ネイチャーポジティブ(自然再興)	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。「G7 2030年自然協約」や、昆明・モンリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。また、ここで用いる「再興」は、生物多様性の損失を止め、反転させるという意味であるが、それを可能とする、自然資本を守り持続可能に活用する社会へと変革していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」していくことを同時に進めることも重要である。
ね	ねぐら	夜間にカワウが休息する場所のこと。
の	農業体験学習「たんぼのこ」	子どもたちが農業への関心を高め、理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学ぶため、滋賀県が平成14年度(2002年度)から開始した自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習。
ひ	漂砂	砂が波や沿岸流によって湖浜に沿って移動する現象またはその砂をいう。
び	ビワイチ	琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うものをいう。
び	びわ活	びわ湖の日(7月1日)を中心に、琵琶湖を守る、琵琶湖と暮らす、琵琶湖と親しむ、といった琵琶湖と関わる様々な取組や活動。
び	琵琶湖システム	琵琶湖を中心とした、人、生きもの、自然が共存する持続的な農林水産業(琵琶湖と共生する農林水産業)の仕組みのこと。 令和4年(2022年)に国連食糧農業機関(FAO)により世界農業遺産に認定された。
び	琵琶湖総合開発	琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、昭和47年度(1972年度)から25年間かけて実施された。事業は自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策および水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成された。
び	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)	国の6省庁(当時)による「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえ、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成12年(2000年)3月に滋賀県が策定した計画。令和32年(2050年)頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、琵琶湖を保全するための幅広い取組を進めてきた。平成23年(2011年)10月に第1期の評価を踏まえ計画を改定し、第2期は令和2年度(2020年度)までを計画期間末をもって終期を迎えた。
び	琵琶湖の総合	琵琶湖およびその周辺地域を21世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、平成9年度(1997

よみ	語句	解説
	的な保全のための計画調査	年度)から平成10年度(1998年度)までの2年にわたり、関係6省庁－国土庁・建設省(現国土交通省)、厚生省(現厚生労働省)、農林水産省、林野庁、環境庁(現環境省)－が共同して実施した調査。滋賀県では、この調査をもとにマザーレイク21計画を策定。
ふ	富栄養化	湖沼などの水中の窒素やりんなどの栄養塩が多い状態になること。富栄養化が進行すると、プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。
ほ	保護地域	法令により保護されている地域(例:自然公園等)。
ほ	保全地域	保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域。
ぼ	母貝	真珠養殖に用いる貝で、施術して体内に真珠を作らせる。本県ではイケチョウガイが用いられている。
ほ	北湖深水層の貧酸素状態の長期化	今津沖北湖第一湖盆(水深90m)地点では、平成30年度(2018年度)冬季と令和元年度(2019年度)冬季の2年連続で全層循環が未完了となっていることなどにより、底層溶存酸素が貧酸素状態の目安である2mg/Lを下回る状況がこれまでになく長期化する傾向がみられている。
ま	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ(5mm)のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
ま	マザーレイクゴールズ(MLGs)	令和12年(2030年)の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向けた、琵琶湖を切り口とした13の目標(ゴール)。 琵琶湖に関わる多様な主体からなる「マザーレイクゴールズ推進委員会」により、令和3年(2021年)7月1日に策定された協働の枠組み。
め	面源負荷	市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷(非特定汚濁負荷)という。
も	木育(しが木育)	子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組。
ゆ	遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
ゆ	豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し、生物多様性を復元する取組を行う水田のこと。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
ら	ラムサール条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている条約で、世界173か国が加盟している。(令和7年(2025年)8月現在)
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

(平成 27 年 9 月 28 日法律第 75 号)

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- 二 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- 三 その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

3 基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(琵琶湖保全再生計画)

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を定めることができる。

2 琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- 三 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - イ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ロ 水源の涵養に関する事項
 - ハ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ニ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ホ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

四 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

五 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

- イ 住民、事業者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十二条において同じ。）等の多様な主体による協働の推進に関する事項
- ロ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

六 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

七 その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

3 琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であって琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、琵琶湖保全再生計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第四条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第五条 関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第八条 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下この項において「主務大臣等」という。)は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認める者を加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調査研究等)

第九条 国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、前項の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 国及び関係地方公共団体は、前二項の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水質の汚濁の防止のための措置等)

第十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖辺の自然環境の保全及び再生)

第十二条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。)の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため、ヨシ群落その他の在来植物(琵琶湖にその本来の生息地を有する植物をいう。)の群落、内湖(琵琶湖と水路によってつながっている琵琶湖特有の湖沼をいう。)、砂浜、自然の湖岸等の湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来動植物による被害の防止)

第十三条 国は、琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオバナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物(次項において「外来動植物」という。)による生態系及び漁業に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、これらの捕獲等の防除が適確に行われるよう必要な支援をするものとする。

2 関係地方公共団体は、琵琶湖において生態系又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の防除を行うよう努めるとともに、その被害の防止に関する啓発活動その他その被害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(カワウによる被害の防止等)

第十四条 国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの防除措置等の有効な実施に関する技術的な助言、情報の提供その他必要な支援をするものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水草の除去等)

第十五条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため、水草の除去、湖岸に漂着したごみ等の処理、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、湖底の底質の保全及び改善等に資する水産動物の種苗の放流その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産資源の適切な保存及び管理等)

第十六条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため、水産動物の種苗の放流、漁場の整備及び保全、琵琶湖に流入し又は琵琶湖から流出する河川等における魚道の整備及び適切な維持管理等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズムの推進等)

第十八条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖上交通の活性化)

第十九条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(景観の整備及び保全)

第二十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第二十一条 国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発、琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の協働)

第二十二条 国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができる機会の提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(資料の作成及び公表)

第二十三条 政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならない。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (平成 28 年 4 月 21 日決定)

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(1) 趣旨

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上又は利水上重要な役割を担ってきている。そのように公益的な役割を担う湖であるとともに、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることに加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の新たな課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっている。こうした状況に鑑み、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえ、琵琶湖と人との共生を基調とし、多様な主体の参加と協力を得て実施する琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、本基本方針を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全及び再生に当たっては、以下が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

- ① 琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について国民の幅広い共感を得るよう努めること
- ② 琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの共存を図るよう努めること
- ③ 琵琶湖の価値を将来にわたって共有できるよう努めること

これらを踏まえつつ、琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進することで、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

(2) 多様な主体の協働

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。

(3) 調査研究等

琵琶湖の生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状にある。多岐にわたる分野において、継続的な知見の集積に努めるとともに、蓄積された研究成果を有効に活用してメカニズムの解明や課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。

また、調査研究を効果的かつ効率的に推進するため、国、関係地方公共団体及び各研究機関等の連携・情報共有等をより一層図っていくことが必要である。

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

琵琶湖の保全及び再生を行うに当たっては、琵琶湖の各水域における状況等も踏まえた施策の推進を図るものとする。

(1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

琵琶湖の水質の汚濁の防止のために水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）等に基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用排水施設の計画的な整備等による農地及び市街地等からの流出水対策、琵琶湖への流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努めるものとする。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする。

(2) 水源の涵養に関する事項

琵琶湖の水源の涵養を図るため、琵琶湖の集水域に存する森林については、水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、適切な整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除等を図るよう努めるものとする。また、水源涵養機能を有する農地の確保、保全及び整備を行う等、農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとする。

(3) 生態系の保全及び再生に関する事項

- イ 湖辺の自然環境の保全及び再生

琵琶湖の生態系の保全及び再生を図るため、琵琶湖の生態系にとって重要なヨシをはじめとした在来植物の群落の保全及び再生を図るほか、魚類等の生息・繁殖環境としても重要な湖辺域を形成する内湖、砂浜、自然の湖岸等の環境の保全及び再生並びに陸水域における連続性の確保を図るよう努めるものとする。

ロ 外来動植物による被害防止

琵琶湖においてオオバナミズキンバイ、オオクチバス等の外来動植物による生態系及び漁業への被害が問題となっていることから、これらの外来動植物の防除を行うとともに、効果的な防除方法の検討等を行うよう努めるものとする。

ハ カワウによる被害防止等

カワウによる漁業及び植生被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく防除措置等の有効な実施に関する支援を行い、カワウの防除措置、捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全等カワウの被害に係る自然環境の回復を図るよう努めるものとする。

ニ 水草の除去等

底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成及び湖岸に漂着したごみの処理に努めるものとする。

また、水草の除去方法や有効利用等について検討するとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(4) 景観の整備及び保全に関する事項

琵琶湖が歴史的な景勝地としても国民の貴重な財産であることに鑑み、琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。さらに、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化的な価値があるとして文化庁により選定された重要文化的景観を次世代へと継承するよう努めるものとする。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項

多様な生物を育む水田の整備等環境に配慮した農業のほか、琵琶湖流域の森林の多面的機能の発揮に貢献する林業木材の有効活用に関連する産業その他琵琶湖の保全及び再生に資する環境関連産業等、琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興を図るよう努めるものとする。

ロ 水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項

琵琶湖における水産資源を回復し、漁業の振興を図るため、稚魚の放流等水産動物の種苗の放流、砂地造成等漁場の整備及び保全、資源管理型漁業の推進等により、水産資源の適切な保存及び管理等を図るよう努めるものとする。

ハ 観光、交通その他の産業に関する事項

琵琶湖及びその周辺に存在する多様な自然観光資源を保全しつつ持続的に活用するエコツーリズム等の推進を通じて観光を振興し、地域活性化への貢献を図るよう努めるものとする。

また、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺環境の環境負荷の軽減、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を図るよう努めるものとする。

(6) 教育の充実等に関する事項

農業体験、魚を学ぶ体験学習、森林・林業体験、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

(1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項

国、関係地方公共団体等は、必要に応じて琵琶湖保全再生推進協議会を組織し、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図るよう努めるものとする。

(2) 資料の作成及び公表に関する事項

琵琶湖の保全及び再生の状況並びに琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、国民への琵琶湖に関する理解促進及び普及啓発のための情報発信を積極的に図るよう努めるものとする。

